

# 大分県報

令和三年  
第一九五号  
四月二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………一
- 青少年に有害な興行の指定……………一
- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（四件）……………一
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………四

### ○告示

#### 大分県告示第二百六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和三年四月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
音声・言語機能障害	武井 崇展	農協共済別府リハビリテーションセンター 別府市鶴見字中山田一〇二六の 一〇	令三・三・一一
ぼうこう又は直腸の機能障害	岐部 史郎	大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三の七	〃

#### 大分県告示第二百六十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全

令和三年四月二日

な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和三年四月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令三・三・一五	映画	平成風俗史 あの時もキミはエロかった	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	セクシーヘルパー 老いらくの欲情	新東宝映画	
〃	〃	女医の盗撮 白衣の性欲	新東宝映画	
〃	〃	悶絶劇場 あえぎの群れ	オーピー映画	

#### 大分県告示第二百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 届出の概要
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ春日浦店  
大分市王子北町十八番一 外二筆
  - 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社九州ケーズデンキ  
代表取締役 坂 下 陽 一  
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
  - 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 開店時刻 午前十時

大分県報（告示）

変更後 開店時刻 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年九月三十日

二 届出年月日

令和三年一月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二日から同年八月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ佐伯店

2 届出者の氏名又は名称及び住所 佐伯市鶴岡西町一丁目二百八十七番地 外十筆

株式会社九州ケーブデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 開店時刻 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年九月三十日

二 届出年月日

令和三年一月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二日から同年八月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ宇佐店

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社九州ケーズデンキ

代表取締役 坂 下 陽 一

3 変更しようとする事項  
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
変更前 開店時刻 午前十時  
変更後 開店時刻 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで  
変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年九月三十日

二 届出年月日  
令和三年一月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間  
令和三年四月二日から同年八月二日まで

2 縦覧場所  
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ日出店

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
オリックス株式会社

代表執行役 井 上 亮

3 変更しようとする事項  
東京都港区浜松町二丁目四番一号

(一) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
変更前 開店時刻 午前十時  
変更後 開店時刻 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで  
変更後 午前八時三十分から午後九時三十分まで

4 変更する年月日  
令和三年九月三十日

二 届出年月日  
令和三年一月二十九日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間  
令和三年四月二日から同年八月二日まで

大分県報（告示）

令和三年四月二日

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月二日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名 県営中山間地域総合整備事業 (農道整備)	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	荻三期地区	令三・四・二から 令三・四・二二まで	竹田市役所
	<p>大分県告示第二百七十五号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和三年四月二日</p>		
<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>			

事業名 県営農村地域防災減災事業 (ため池整備)	地区名 万治池地区	縦覧期間 令三・四・二から 令三・四・二二まで	縦覧場所 国東市役所
--------------------------------	--------------	-------------------------------	---------------